



(指定認知症対応型共同生活介護)
グループホームくにくさの家
重 要 事 項 説 明 書

●あと会／3Yのころ

やすらぎ
情こまやかな心



豊かさ
のびのびとした心

喜び
快く受け入れる心

社会福祉法人 あと会

当事業所は、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当事業所のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1.	事業所経営法人.....	1
2.	ご利用事業所	1
3.	当法人で実施する事業	2
4.	居室等の概要	3
5.	職員の配置状況.....	4
6.	当事業所が提供するサービスと利用料金.....	5
7.	事業所利用の留意事項	8
8.	非常災害対策	9
9.	秘密保持と個人情報保護.....	9
10.	虐待防止の措置について.....	10
11.	身体拘束廃止に向け取り組みについて	10
12.	事故発生時の対応について	10
13.	苦情への対応について	11
14.	第三者評価の実施状況	12

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 あと会
- (2) 法人所在地 広島市安芸区阿戸町4 1 8 番地の1
- (3) 電話番号 0 8 2－8 5 6－0 2 2 2
- (4) 代表者氏名 理事長 横山 吉宏
- (5) 設立年月 平成4年1 0 月 8 日
- (6) 法人の運営方針 ご利用者の方々が日々の生活の中に「喜び」を持って、「豊かな」「やすらぎ」を感じて生きていただきたいと願う「3 Yの心」を基本理念とする。

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護
- (2) 事業所の目的 認知症によって自立した生活が困難になった高齢者が、共同生活住宅において家庭的な環境の元で、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、残存能力の活用と自尊心の回復を図り、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように生活支援することを目的として、指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 グループホームくにくさの家
- (4) 事業所の所在地 広島市安芸区阿戸町2 9 4 1 番地の1
- (5) 電話番号 0 8 2－8 2 0－8 0 8 8
- (6) 建築概要 敷地面積：427.48 m²
延床面積：234.55 m² 構造：木造平家
- (7) 管理者氏名 青木 新二
- (8) 運営方針 個々のご契約者のペースを大切に、ゆったりとした生活を目標にしています。事業所ではそれぞれのご契約者の役割を無理なく持っていただき、生活に充実感や自信を持ていただけるよう支援しています。
- (9) 開設年月 平成1 1 年4 月 1 2 日
- (10) 利用定員 9 人

3. 当法人で実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成 12 年 4 月 1 日	84 人
	介護老人福祉施設	平成 24 年 4 月 1 日	90 人
	介護老人保健施設	平成 12 年 4 月 1 日	80 人
居宅	通所介護	平成 12 年 4 月 1 日	40 人
	介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 29 年 4 月 1 日	
	地域密着型通所介護	平成 28 年 4 月 1 日	18 人
	介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 29 年 4 月 1 日	
	通所介護	平成 24 年 4 月 1 日	40 人 (15 人)
	介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 29 年 4 月 1 日	
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	40 人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 12 年 1 月 13 日 平成 18 年 4 月 1 日	16 人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 24 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日	10 人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	空床利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	—
	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 3 年 7 月 1 日 令和 3 年 7 月 1 日	—
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	令和元年 9 月 1 日 令和元年 9 月 1 日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	— —
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成19年10月 1日 平成19年10月 1日	24人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	—

4. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。ご契約の際に、居室のご希望を承った上で、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況を勘案して居室を決定致します。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋(洋室)	6室	各室9.9～12.2㎡の広さです。 全室ベッド、ダンスを備えています。
1人部屋(和室)	3室	

合 計	9 室	
居間・食堂	1 室	床暖房を完備、畳コーナーを設けています。
台所	1 室	居間と対面式になっており、共同作業ができる広さを確保しています。
便所	2 室	男女兼用で、手すりを設置しています。
浴室	1 室	
応接室	1 室	ご家族との面会にご利用いただけます。

※上記は、厚生労働省が定める基準により設置が義務づけられている施設・設備です。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(令和6年6月1日現在)

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	1 名	—	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います
計画作成担当者	1 名	—	—	ご契約者に係る介護計画（ケアプラン）を作成し、連携する法人内の他の事業所や病院等との連絡・調整を行います。
介護職員	6 名	2 名	1 名	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います

(勤務体制)

職種	勤 務 体 制
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝・日中・夕方： 6：00～21：00 3名 夜間： 21：00～ 6：00 1名 ※夜間は夜勤体制を取っています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

(サービスの概要)

①食事

- ・ 当事業所では、ご契約者の残存能力に応じた役割を持っていただきながら、職員と共同で調理や配膳等を行っています。
- ・ 法人の指定介護老人福祉施設等の栄養士（管理栄養士）が、ご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した栄養管理を行っています。
- ・ 食事開始時間（状況に応じて弾力的に対応します）
朝食：8：00 昼食：12：00 夕食：18：00

②入浴

- ・ 入浴はご利用者のご希望に応じて毎日夕方に行います。

③排泄

- ・ ご契約者の自尊心に特に配慮し、ご契約者の心身の状況に応じた声かけや、必要に応じて排泄後の後片付けを行っています。

④健康管理

- ・ 法人の指定介護老人福祉施設の嘱託医が定期的に往診し、同施設の看護婦等が随時訪問するなどして、ご契約者の健康状態を把握するよう努めています。

⑤医療連携の確保

- ・ 重度化に伴う、医療ニーズ等に対応するため、診療所・訪問看護ステーションとの契約による看護師の配置と24時間連絡体制の確保、また終末期における『看取り介護に関する指針』を定め、ご相談にお乗りいたします。詳細は、別紙『グループホームでの医療の考え方』をご参照ください。

⑥その他自立への支援

- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 外出や地域行事または法人の指定介護老人福祉施設等での行事等を通じて、社会参加の機会をできるだけ多く持っていただくようにしています。

(自己負担額)

※ 上記サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

※ その他各利用料の詳細は、別紙料金表をご参照ください。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要と利用料金)

- ① 部屋代 …… 47,000円/月
- ② 食材料費（おやつ代含む） …… 39,000円/月
- ③ 共益費（水道光熱費等含む） …… 14,000円/月

※ ご利用期間が1ヶ月に満たない場合、①から③の利用料金を、一月の日数を30日として日割り計算いたします。

※ また、ご利用期間中、外泊又は短期間の入院をされた場合は、②食材料費のみ上記と同様の方法で計算いたします。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加された場合に材料費等の実費をご負担いただく場合があります。

a) 主な行事予定

	主な行事		主な行事
1月	元旦祝賀会	7月	七夕会 居酒屋
2月	節分祭	8月	夏祭り
3月	ひなまつり会	9月	敬老祝賀会 お月見会
4月	お花見会	10月	バスハイク
5月	端午の節句会 バスハイク	11月	文化祭
6月	ホタル見学	12月	クリスマス会 もちつき会

b) クラブ活動

墨絵、生け花、書道、料理等

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には10円/枚をご負担いただきます。

⑥ 健康管理関係（インフルエンザ予防接種）

時価

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではなく、義務づけるものでもありません。)なお、入院にあたりましては、ご契約者又は家族代表者の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

①協力医療機関

医療機関の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
所在地	広島県安芸郡府中町青崎南2番15号
診療科	循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・糖尿病内科・精神科心療内科・小児科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科他

医療機関の名称	広島市医師会運営・安芸市民病院
所在地	広島市安芸区畑賀2丁目14番1号
診療科	内科・外科・小児科・リハビリテーション科・緩和ケア

医療機関の名称	恩賜財団 済生会広島病院
所在地	広島県安芸郡坂町北新地2丁目3番10号
診療科	循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・糖尿病内科・精神科心療内科・小児科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科口腔外科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科他

医療機関の名称	なかお内科消化器呼吸器クリニック 横山外科 胃腸科
所在地	広島市安佐北区落合南1丁目11番22号
診療科	消化器内科・呼吸器内科・内視鏡科・内科・外科・肛門科

医療機関の名称	あと・クリニック
所在地	広島市安芸区阿戸町485-1
診療科	内科・外科・胃腸科・リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	岡田歯科医院
所在地	広島県安芸郡熊野町6351-8

7. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。(外出・外泊届にご記入願います。)

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ① 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ② ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 所持品・備品等の持ち込み

紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように、必ず氏名をご記入下さい。

居室に備えてあるタンス等をご利用下さい。また、ご希望によりなじみの家具をお持ち込みいただくこともできます。(職員にご相談下さい)

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

安全管理上、ライターは預からせていただきます。

8. 非常災害対策

防災設備：自動火災報知設備、誘導灯設備、消火器等を設置しています。

防災訓練：法人・施設防災計画に即し、年2回行います。

※災害時には、日中・夜間を問わず、近隣の指定介護老人福祉施設に避難していただく誘導體制を確保しています。

9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ① 当事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の保護

- ① 当事業所は、あらかじめ同意を得ない限り、ご利用者の個人情報を用いませぬ。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りご利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

10．虐待防止の措置について

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。

11．身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当事業所では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、管理者が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただきますことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

また、身体拘束実施中の経過観察記録を作成し、経過について随時説明いたします。加えて、身体拘束終了後に妥当性の検証作業を身体拘束廃止委員会にて実施し、記録いたします。

12．事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) **契約者に医療を要する事故（骨折・創傷等）が発生した場合**
- ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ② 発生状況・受傷状況を確認し、緊急連絡先に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者又は家族代表者に誠実に説明します。
- (2) **契約者の財物が破損・紛失した場合**

① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を管理者に報告し、管理者より速やかに家族代表者へ連絡します。

② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者又は家族代表者に誠実に説明します。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 3. 苦情への対応について

(1) 当事業所における苦情への対応

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

① 苦情解決責任者：常務理事 横山輝代子

② 苦情受付担当者：管理者 青木新二

(TEL: (082) 820-8088)

③ 第三者委員：阿戸地区民生委員・児童委員協議会会長 松田英子
阿戸地区社会福祉協議会 理事 下河啓一

④ 苦情解決の方法

a) 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。

b) 受付担当者は事業所職員・介護支援専門員等に状況を確認します。

c) その後、苦情審査解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

d) その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市役所介護保険課	所在地 広島市中区国泰寺町1-6-34 電話番号 082-504-2183 FAX 082-504-2136 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町1-9-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00

広島県社会福祉 協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00
----------------	---

1 4. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年2月28日
実施した評価機関の名称	運営推進会議委員による評価
評価結果の開示状況	法人ホームページ

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島県広島市安芸区阿戸町 418 番地の 1
社会福祉法人 あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この重要事項説明書は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 17 年 10 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 20 年 11 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 21 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 21 年 10 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 22 年 7 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 23 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 24 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 26 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 27 年 8 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 28 年 6 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 29 年 8 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 元年 10 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 3 年 8 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 4 年 10 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正とする。
この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日一部改正とする。